

# とくしま 農業委員会だより

第123号

令和5年9月25日発行

編集・発行

徳島市農業委員会  
徳島市幸町2丁目5番地  
TEL 621-5393・5394

## 農業委員会 新体制がスタート

農業委員の任期満了に伴い、令和5年7月20日、内藤佐和子市長から新しい19人の委員が任命され、総会において会長に川人泰博氏、会長職務代理者に金澤敬治氏と植田美恵子氏が選任されました。

また、7月31日には農地利用最適化推進委員の18人を委嘱し、新体制で活動がスタートしました。

(4・5ページに新たな委員を紹介しています)



農業委員辞令交付式

## 会長就任挨拶



徳島市農業委員会会長  
川人 泰博

農業者の皆様には、日頃から農業委員会の活動に、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、農業委員の改選が行われ、総会において3期目の会長職を拝命いたしました。会長という重責に、改めて身が引き締まる思いであり、今後も引き続き、職務に邁進していく所存でございます。

昨今の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、また、燃料や肥料、農業資材の価格高騰による農業経営の圧迫など、非常に厳しい状況となっております。

このような山積する課題の解決に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員が両輪となり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を一層推進し、持続可能な農業を目指して、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

皆様には徳島市の農業発展のため、引き続き、農業委員会へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。



会長職務代理者  
金澤 敬治



会長職務代理者  
植田 美恵子

## 徳島市が保有している「スマート農業機器」を貸出します！

農業分野では、担い手の減少や高齢化により労働力不足が深刻な課題となっています。こうした課題の解消に向け、スマート農業機器を試用する機会をつくりました。

**「スマート農業」とは** …… ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。  
(例：スマホで操作できる水田の水管理システムやアシストスーツ等)

### 【対象者】

- (1) 申請時に市内に居住し、市内のほ場で生産する農業者
  - (2) 申請時に市内に本拠を置き、農作物の生産を行う法人
- ※自家消費のみの人などは対象外



### 【貸出機器及び貸出期間】

貸出機器	貸出期間
●水田水位センサー+給水ゲート+ソケットホース (ほ場の水位をスマートフォンで確認し、遠隔操作で入水、止水が可能です。)	1か月以内
●マッスルスーツ (装着型の作業支援ロボットで腰の負担を軽減します。)	2週間以内
●一輪車電動化キット (手持ちの一輪車を電動化し、重たい運搬作業の負担を軽減します。)	2週間以内

### 【利用料】

無料

※ただし、貸出機器の運搬にかかる費用、貸出機器の亡失、毀損、故障、事故発生に伴う負担費用等貸出期間中にかかる費用は、借受者の負担となります。

### 【貸出機器の利用範囲】

- (1) スマート農機の導入検討に必要な効果の検証  
※「スマート農機試用報告書」を貸出機器返却後1か月以内に提出していただきます。
- (2) スマート農機の普及・啓発



### 【手続及び必要書類】

貸出希望者は、希望する貸出期間開始の1か月前までに、申請用紙に加えて、住所確認書類等の提出が必要ですので、事前にご相談ください。

問い合わせ先 徳島市農林水産課 産地づくり係 (TEL 088-621-5252)

## 相続登記申請の義務化がはじまります

不動産登記法の改正により、これまで任意であった相続登記の申請が、令和6年4月1日から義務化されます。

義務化の施行日（令和6年4月1日）より前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。

### 相続登記申請の義務化の留意点

#### 1 義務化の対象者

相続や遺贈により不動産を取得した相続人  
(施行日より前に不動産を相続して名義変更を行っていない人も含まれます。)

#### 2 申請義務の履行期間

相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内  
(義務化の施行日より前に発生した相続は施行後3年以内)

#### 3 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合

10万円以下の過料の適用対象となります。

#### 4 相続人申告登記の創設

相続登記の申請義務を簡易に履行できるようにするため、自らが相続人であることを申請する「相続人申告登記」の制度が新たに創設されます。(令和6年4月1日施行)

詳しくは… 徳島地方法務局 TEL088-622-4171 (代表)

徳島県司法書士会 相続登記相談センター TEL088-657-7191 (相談予約専用)

までお問い合わせください。

## 農地の賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結(公告)された、徳島市の市街化調整区域内の農地の賃貸借(利用権設定)における賃借料水準(10aあたり年額)は、次のとおりです。

農地の賃借料を決める目安として、ご活用ください。

地区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	算出データ数(件)
大地区1(南部) (多家良・勝占・上八万・入田)	10,012	20,000	3,750	140
大地区2(西部) (不動・国府・南井上・北井上)	14,443	25,900	5,000	228
大地区3(北部) (川内・応神)	22,880	40,000	7,847	139
大地区4(その他)	27,499	31,665	15,000	8

(注) 1 この情報は、法的な効力・決定力を持つものではなく、あくまで参考値です。

2 この情報は、全ての作物についての平均値を算出したものです。作物の種類や、裏作の有無、ハウス栽培施設の必要性などによって異なりますので詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局 (TEL088-621-5393)

### 新たに選任された 農業委員・農地利用最適化推進委員を 紹介します

農業委員19人と農地利用最適化推進委員18人が連携して活動してまいります。

農地の貸し借り、売買、転用など農地に関するお悩み、また、新規就農に関することは、どちらの委員にもお気軽にご相談ください。

※(農)・・・農業委員 (推)・・・農地利用最適化推進委員

応  
神



(農)坂東 賢二



(推)岡田 敏明

北  
井  
上



(農)政岡 茂



(推)赤川 勉

不  
動



(農)久米 裕純



(推)井原 一成

南  
井  
上



(農)鎌田 良仁



(推)近藤 和隆

上  
八  
万



(農)川人 泰博



(推)奥田 雅之

国  
府



(農)谷川 興一



(推)美間 亮

下  
町  
・  
一  
宮  
町



(農)佐々木 永薫



(推)松浦 義幸

入  
田



(農)板東 美佐緒



(推)森 政雄

多  
家  
良



(農)岸本 昇



(農)瀬畑 俊夫



(推)武市 直樹



(推)安廣 貴明



農業委員・農地  
任期は令和8年



よろしく  
お願いします

川  
内



(農)石田 幸夫



(農)植田 美恵子



(農)廣瀬 長市



(推)鈴木 隆大



(推)廣瀬 佳輝



中  
立



(農)市岡 沙織

沖  
洲



(農)金澤 敬治



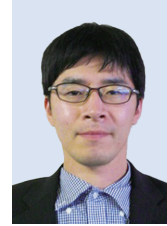
(推)桑野 欣伸

加  
茂  
名



(推)原田 和彦

加  
茂



(農)宮崎 学  
(加茂名地区兼任)



(推)宮崎 秀喜

勝  
占



(農)佐野 泰弘



(農)野口 俊廣



(推)宮本 忠佳



(推)山本 美香

利用最適化推進委員  
(2026年)7月19日まで

お世話になりました

任期満了に伴い、次の方々が退任されました。

【農業委員】

- ◇井川 洋二
  - ◇天羽 俊文
  - ◇品山 昌美
  - ◇細川 勝義
  - ◇鎌田 良昭
  - ◇原田 和彦※
- ※印の方は推進委員に  
就任されました。

【農地利用最適化推進委員】

- ◇宮本 隆美
  - ◇谷野 勝
  - ◇中川 敏明
  - ◇増井 孝重
  - ◇安淵 和子
  - ◇兼田 博行
  - ◇笹田 孝
  - ◇浦川 昌夫
  - ◇多田 孝
  - ◇朝田 三郎
  - ◇瀬畑 俊夫※
  - ◇佐野 泰弘※
  - ◇宮崎 学※
  - ◇坂東 賢二※
- ※印の方は農業委員に就任されました。

八  
万



(農)大貝 美治



(推)長谷川 豊司

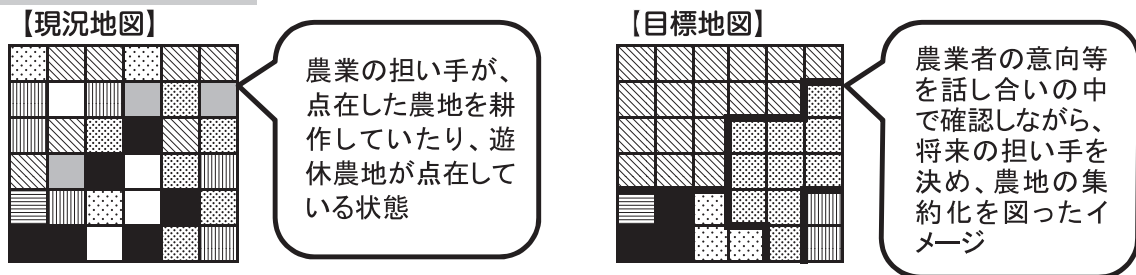
## 人・農地プランは、「地域計画」に変わります。

農業従事者の減少や高齢化、遊休農地の拡大などが進んでいく中で、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地が利用しやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化させることが喫緊の課題となっています。このため、農業経営基盤強化促進法が令和4年5月に改正（令和5年4月施行）され、従来の「人・農地プラン」が、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」として法律に位置付けられました。次の世代へ農地を着実に引き継いでいくために、「地域農業をどのように維持・発展・集積させていくか」などを地域で話し合い、令和7年3月までに市町村の計画として策定することとなっています。

### 【地域計画の内容】

これまでの人・農地プランに、10年後に目指す地域の農地利用（目標地図）などが加わった内容となります。また、人・農地プランでは「地域の中心となる経営体一覧」を掲載していましたが、地域計画では、目標地図に位置付けられた「地域内の農業を担う者一覧」となります。

### 【目標地図のイメージ】



### 【経営意向等の調査の実施】

地域計画に必要な目標地図とは、地域の農地を1筆ごとに誰が耕作するかを決めた地図です。

目標地図にできるだけ多くの方の意向を反映させるために、経営意向等のアンケート調査を9月に実施します。（対象：市街化区域を除く一定以上の農地所有者・耕作者の方）

お手元にアンケートが届いた方は、回答へのご協力をお願いします。（農業委員会事務局）

### 【各地域での話し合い】

経営意向等の調査の結果をもとに、現況地図や目標地図の素案を作成し、地域ごとに話し合いを行い、地域計画の原案を作成します。

話し合いは、人・農地プランの地区ごとに、令和6年1月頃から行う予定ですので、ご参加をお願いします。各地域で原案がまとまった後、縦覧期間を経て、令和7年3月に公告・策定を行う予定です。

### 【新たな利用権の仕組み】

令和7年3月の地域計画策定後は、農地中間管理機構を介して、利用権設定を行うこととなります。（農地中間管理機構が、地域計画に基づき所有者から農地を借り受け、目標地図に位置付けられた担い手等に貸し付けます。）

なお、地域計画が策定されるまでは、経過措置として、これまでどおり利用権設定を行うことができます。

問い合わせ先 徳島市農林水産課 農政企画係（TEL 088-621-5246）

## 農地パトロールを実施中

農業委員会では、遊休農地の発生や違反転用を防ぐため、農地法に基づき毎年、農地の「利用状況調査」（農地パトロール）を実施しています。今年も、10月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が市内全域の農地を調査します。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆ 遊休農地とは

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
  - ② その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地
- ※ 作付けができていなくても、維持管理（草刈等）が行われていれば、遊休農地とはなりません。



### ◆ 遊休農地と判断したら

農地パトロールの結果、遊休農地と判断した農地の所有者等に対して、「利用意向調査」を行っています。今後、どのように利用するのかについて、調査にご協力ください。

<利用意向の選択肢>

- ① 農地中間管理機構に貸し付ける
- ② 自ら買い手や借り手を探して売却または貸し付ける
- ③ 自ら耕作する
- ④ その他（買い手、借り手を探してほしい等）

※ 農地中間管理機構とは、知事の指定を受けて、農地の貸借を進める機関です。

### ◆ 課税強化及び軽減について

利用意向調査後6か月を過ぎても、未回答だったり、農地が荒れたままだったり、作付けしないままだったりすると、固定資産税が増額になる場合や、相続税や贈与税の納税猶予の適用対象外となる場合があります。

一方、農地のすべてを農地中間管理機構に貸すことで、固定資産税が減額される場合があります。

## 遊休農地解消に向けて、農家の皆様のご協力をお願いします

遊休農地は、放置すると雑草が繁茂し、病害虫の発生やゴミの不法投棄等により周辺の住民や農地に悪影響を及ぼします。除草、病害虫の駆除等、適正管理をお願いします。

【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局 (TEL088-621-5393)

※ 農地中間管理機構への農地の貸借についての問い合わせは、  
徳島県農業開発公社 (農地中間管理機構) (TEL088-624-7247)  
または、徳島市農林水産課 (TEL088-621-5246) まで。

### 全国農業新聞を購読しませんか！

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。



- ◆発行日 毎週金曜日(月4回)
- ◆発行所 全国農業会議所
- ◆購読料 1か月700円 (送料、税込み)

購読のお申し込みは  
徳島市農業委員会事務局  
(TEL088-621-5394) まで

### 植田委員が表彰を受けました

令和4年度農山漁村女性活躍表彰  
女性地域社会参画部門(個人の部)  
農林水産省経営局長賞



植田美恵子  
農業委員

「徳島県女性農業経営者ネットワーク」を立ち上げ、代表として活躍。女性農業者の社会参画や食農教育の推進等に取り組んできた功績が認められたことにより表彰されました。

### とくしま農業委員会だよりが表彰を受けました

本誌「とくしま農業委員会だより」が、第36回「四国ブロック農業委員会情報紙コンクール」において、最優秀賞を受賞しました。



### 農業者年金に加入しませんか！

老後生活  
への備えは  
十分ですか？

- 農業者年金の加入には、
  - ①「国民年金第1号被保険者であること」(国民年金保険料納付免除者を除く)
  - ②「年間60日以上農業に従事していること」
  - ③「65歳未満であること」(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)
 の3つの要件を満たしている必要があります。
- 保険料(月額2万円~6万7千円)は自由に選べます。  
※35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、1万円から加入可能
- 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。(政策支援加入)  
※国庫補助を受ける期間は保険料は月額2万円に固定

農業者年金のお問い合わせは  
徳島市農業委員会事務局 (TEL088-621-5394) まで

詳しくは… [農業者年金基金](#) [検索](#)



### とくしま農業委員会だよりの配付について

3年ごとの委員改選の年であり、とくしま農業委員会だよりを一定以上の耕作をされている皆様に直接、お届けすることとしました。

とくしま農業委員会だよりは、農業委員会事務局の窓口や本市ホームページからもご覧いただけます。